

化学物質審査規制法の見直しに関する

中央環境審議会答申等について

平成 20 年 12 月 25 日

環境省環境保健部

1. 「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」について

（1）化学物質審査規制法見直しに係る審議の経緯について

○平成 18 年 11 月、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の化学物質環境対策の在り方について」諮問。平成 19 年 8 月、化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する中間答申。

○平成 20 年 1 月より、厚生科学審議会、産業構造審議会との合同委員会^(*)において、化学物質審査規制法に関する審議。合同委員会を 3 回、合同ワーキンググループを 4 回開催。

○合同委員会においては、10 月 23 日に同委員会報告書案が取りまとめられ、それについて、10 月 31 日から 12 月 1 日までパブリックコメントを実施。その結果、52 の個人・団体からのべ 254 件の意見が提出。

○12 月 22 日、これらの意見を踏まえ、合同委員会報告書を取りまとめるとともに、鈴木中央環境審議会会長より環境大臣に対し、化学物質審査規制法の見直しに関する答申（「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」）が行われた。

^(*) 中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会による合同委員会。

（2）答申

別紙 2 のとおり。

（3）今後の対応について

環境省としては、本答申を踏まえ、厚生労働省及び経済産業省とともに、法律の改正事項等の検討など、所要の措置を講ずる予定。

2. 化学物質審査規制法の施行状況について

1) 化学物質審査小委員会における審議状況

前回環境保健部会での報告以降（平成 20 年 7 月～平成 20 年 12 月）開催された化学物質審査小委員会（以下「審査小委員会」という。）における審議状況は、以下のとおり。

(1) 新規化学物質

第 80-84 回審査小委員会において、延べ 240 件について審査を行った。

①通常審査の状況

- ・ 分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出 20 件に対して審査を実施。
- ・ 高分子化合物については、安定性試験等をもとに 112 件の審査を実施。
- ・ 良分解性化合物については、分解度試験をもとに 9 件の審査を実施。

②低生産量新規化学物質の特例審査の状況

- ・ 難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が 10 トン以下であること等について 3 大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。これについて 99 件の審査を実施。

(2) 既存化学物質

第 80-84 回審査小委員会において、延べ 100 件について審査を行った。

（生態影響の観点からは、うち 65 物質について審議を実施。）

表. 化学物質審査小委員会における平成 20 年 7 月～平成 20 年 12 月の審議物質数

	第80回 H20. 7. 25	第81回 H20. 9. 26	第82回 H20. 10. 24	第83回 H20. 11. 28	第84回 H20. 12. 19
審議物質数	57	49	88	45	100
(新規化学物質)	(36)	(49)	(76)	(45)	(34)
(既存化学物質)	(21)	—	(12)	—	(66)

参考. 化学物質審査小委員会における審議物質数（平成 16 年度以降）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度※
審議物質数	412	432	454	527	476
(新規化学物質)	(338)	(318)	(356)	(446)	(376)
(既存化学物質)	(74)	(114)	(98)	(81)	(100)

※平成 20 年度は平成 20 年 12 月 25 日までの審議物質数

2) 中間物等の特例に係る事前確認・事後監視の状況

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）は、3大臣（環境大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）の事前確認を受けることにより、審議会（審査小委員会）における毒性等の審査を受けることなく製造・輸入が可能となる。

平成19年度には225件、平成20年度（平成20年12月25日まで）は133件の事前確認を実施した。

また、平成17年度より確認を受けた事業所への立入検査による事後監視を開始しており、環境省（本省及び地方環境事務所）、厚生労働省、経済産業省及び（独）製品評価技術基盤機構が協同して、平成17年度は1件、平成18年度は10件、平成19年度は28件、平成20年度（平成20年12月25日まで）は30件の立入検査を実施した。

立入検査対象事業所は、原則前年度に製造・輸入の実績があった事業所の中から確認物質数や地域分布などを考慮して選定しているが、300を超える確認事業所に対する確実な事後監視を進めるため、今後もできる限り多くの事業所への立入検査を実施する。

3) 規制対象物質の指定状況

規制対象物質の種類	指定物質数	規制等の措置内容
第一種特定化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性あり)	16 (0)	製造・輸入の許可制、使用の制限（事実上の禁止）等
第二種特定化学物質 (難分解性、人又は生活環境動植物への長期毒性あり、環境中に相当程度残留)	23 (0)	製造・輸入量の制限等
第一種監視化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性不明)	36 (1)	製造・輸入量の実績の届出等
第二種監視化学物質 (難分解性、人への長期毒性の疑いあり)	921 (0)	
第三種監視化学物質 (難分解性、生態毒性あり)	124 (0)	

(注) 指定物質数欄中のカッコ内は、前回環境保健部会以降に指定された物質数を示す。

